

令和4年度第6回浜松市行政区画等審議会会議録

- 1 開催日時 令和4年12月8日(木) 午前10時から午前10時20分
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第4委員会室
- 3 出席状況 委員 伊藤徳江、澤井勇一、鈴木純哉、鈴木美佐男
竹内直美、藤井康幸、松下ひとみ、佐々木美文
事務局 小杉課長、中村専門監、渡邊副主幹
長谷川副主幹、野末主任、永由
- 4 傍聴者 0人(報道2人)
- 5 議事内容 浜松市長からの諮問に対する答申について
北区細江町気賀にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 6 会議録作成者 文書行政課総務統計グループ 野末
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
(会議録作成用の録音データは会議録作成後に廃棄済)
- 8 会議記録

1 開会

事務局

- ・委員の出席数について
- ・傍聴について

2 議事

浜松市長からの諮問に対する答申について

北区細江町気賀にあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

<事務局説明>……諮問書に基づき説明

【目的及び理由】

- ・昭和47年に県道拡張工事に伴う自治会集会所の移転先として、北区細江町気賀の浜名湖岸の船揚場(ふなあげば)として利用されていた場所を公民館対策委員会が埋立て、造成し、陸地化したが、廃川手続がされていなかった。今回、静岡県が行政財産の用途を廃止するため、あらたに生じた土地を確認するもの。
- ・あらたに土地が生じたことに伴い、字の区域を変更するもの。

【経緯】

昭和47年に県道拡張工事に伴う自治会集会所の移転先として、北区細江町気賀の浜名湖岸の当該地を公民館対策委員会が埋立て、造成し、陸地化した。

昭和40年の現行河川法施行に伴う河川区域指定の際(昭和52年3月)、当該地は既に埋め立てられて陸地化していたため、河川区域に含まれなかったことから、本

来なら廃川手続を経て財務省に引き継がれるものだったが、この処理が行われず、国交省所管の法定外国有財産（行政財産）として残置され、静岡県の管理下に置かれることとなった。

平成19年に自治会集会所が解体された後は、浜松市が静岡県から使用許可を受け、寸座児童遊園敷地として使用してきた。

当該使用許可が令和5年3月31日で満了となり、静岡県は、当該地の行政財産の用途を廃止し、不動産登記を行い、普通財産として所管を財務省に引き継ぐため、浜松市による土地の確認と、字の変更手続が必要となった。

あらたに生じた土地の面積は862.80平方メートルである。

【時期】

令和4年12月	行政区画等審議会
令和5年 2月	市議会定例会へ提案
〃 3月	市長決定処分、告示

鈴木会長

これから審議に入る。

諮問の内容について、何か質問及び意見はあるか。

澤井委員

公図上は周囲に11277-6以外の土地がなく、宙に浮いたような表記となっている。周囲の道路等に地番はないのか。

事務局

西側の道路については登記されていないため公図に載っていない。東側及び北側については浜名湖岸となっている。

鈴木会長

まだ登記されていない土地だが、面積が862.80平方メートルとなっている。これはどのように出したものなのか。

事務局

県が測量して出したものである。

答申について

<事務局説明>……答申案を説明

- ・諮問の内容について審議した結果、適切であると認めます。

鈴木会長

答申案により答申としていくことでよろしいか。

(異議なし)

3 その他

事務局

- ・今後の審議会について

4 閉 会